平成30年第1回(3月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 9 号	平成30年度宝塚市病院事業会計予算	可決	
		(全員一致)	
議案第 2 3 号	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の	可決	
	一部を改正する条例の制定について	(賛成多数)	
議案第 2 4 号	宝塚市国民健康保険条例及び宝塚市国民	可決	
	健康保険税条例の一部を改正する条例の	(全員一致)	
	制定について		
議案第 2 5 号	宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一	可決	
	部を改正する条例の制定について	(全員一致)	
議案第 2 6 号	宝塚市病院事業の設置等に関する条例の	可決	
	一部を改正する条例の制定について	(全員一致)	
議案第 5 2 号	平成29年度宝塚市病院事業会計補正予	可決	
	算(第2号)	(全員一致)	
議案第 5 3 号	宝塚市介護保険条例の一部を改正する条	可決	
	例の制定について	(賛成多数)	3月5日
議案第 5 4 号	宝塚市指定地域密着型サービスの事業の	可決	- / - / ·
	人員、設備及び運営に関する基準を定め	(全員一致)	
	る条例等の一部を改正する条例の制定に		
	ついて		
議案第 5 5 号	宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市指	可決	
	定地域密着型サービス事業者等の指定に	(全員一致)	
	関する基準を定める条例の一部を改正す		
	る条例の制定について		
議案第 5 6 号	宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員	可決	
	及び運営に関する基準を定める条例の制	(全員一致)	
	定について		
議案第 5 7 号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域	可決	
	型保育事業の運営に関する基準を定める	(全員一致)	
	条例の一部を改正する条例の制定につい		
	て		

審査の状況

- ① 平成30年 2月28日 (議案審査)
 - ・出席委員
 ◎浅谷
 亜紀
 ○みとみ
 稔之
 井上
 聖
 伊福
 義治

 たけした
 正彦
 田中
 こう
 三宅
 浩二
 若江
 まさし
- ② 平成30年 3月 5日 (議案審査)
 - ・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○みとみ 稔之 井上 聖 伊福 義治 たけした 正彦 田中 こう 三宅 浩二 若江 まさし
- ③ 平成30年 3月23日 (委員会報告書協議)
 - ・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○みとみ 稔之 井上 聖 伊福 義治たけした 正彦 田中 こう 三宅 浩二 若江 まさし

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第19号 平成30年度宝塚市病院事業会計予算

議案の概要

平成30年度病院事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。

(平成30年度予算の概要)

外来患者数 延べ20万7,080人

1 目当たり 849 人

入院患者数 延べ12万5,676人

1日当たりでは344人

収益的収支 収入総額 114 億 7,866 万 4 千円

支出総額 118億522万6千円

収支差引 3億2,656万2千円の赤字

資本的収支 収入総額 7億7,353万5千円

支出総額 19億8,492万4千円

主なもの 建設改良費 6億4,145万4千円

収支差引 12億1,138万9千円の不足

当年度分損益勘定留保資金及び一時借入金で補てん

論 点 1 単年度赤字解消策について

- 問1 医業収益を確保するためには医師の確保が重要だが、どのようにして正規、非常勤、嘱託を含めた医師を確保し、赤字を減らす展望を持っているのか。
- 答1 まずは関連大学からの医師派遣を第一に考えている。その他にも研修医を受け入れ、研修後も当院に残ってもらうことで医師を確保したい。現在、当院の医師全体の約75%は大学の医局人事で派遣されているので、大学医局とのつながりを大切にした上で、特に不足している消化器内科や呼吸器内科等の医師を確保し、収益につなげたい。
- 問2 病院経営の観点から、医師や看護師、医療技術職員などの給料や報酬を市立病 院が提案することはできるのか。
- 答2 給料、報酬については、給料表や報酬の規定に基づくもので、それを変更する ためには条例改正、制度改正や職員組合との協議を踏まえた上での見直しという ことになる。民間の病院のように経営の観点から給料や報酬を抑えることはでき ない。

- 問3 医師確保のために紹介会社を活用した採用も行ったとのことだが、採用した医師を逃がさないための環境整備として、なぜ宝塚市立病院を選んだのかというヒアリングはしているか。
- 答3 毎年三、四十人の医師の異動があるが、そのほとんどが大学医局人事であり、紹介会社を通じた採用は1年に1件あるかないかである。また、そうして採用した医師に対して、当院を選んだ理由についてのヒアリングは特に行ってはいない。紹介会社を活用した採用には、確保が難しい診療科の医師を確保できるという長所もある一方、大学医局に属さないフリーランスの医師は一定程度の期間で自主退職するというリスクがあることから、経営安定のためには大学医局との連携を強化し、必要な時期に必要な医師を派遣してもらうほうを優先するべきと考える。
- 問4 宝塚市立病院改革プラン 2017 には、医師の確保と給与費の割合をポイントに挙げ、「雇用形態の多様化により、給与費を収益に見合った適切な水準に制御する必要があります」とあるが、正規の医師を確保すると給与費が上がり、改革プランに逆行するのではないか。医師は正規職員でその他は嘱託職員にするということか。
- 答4 多様な雇用形態とは、具体的には子育で中で週に何日かは勤務可能という人、または1日のうち時間を限って勤務可能という人を雇用することを指し、そういう人をうまく組み合わせることにより職員を確保することを考えている。医師については基本的には正規で確保したいが、看護師、医療技術職員、事務職員などについては、正規と嘱託で業務の中身を整理して配置することにより給与費の増加を抑えていく。
- 問5 医療情報システムの更新が予算計上されているが、今の赤字体質からいえば支 出を抑えていくべき。システムの一部変更であるなら仕方ないが、システムの更 新であるならいろいろなものを試して、費用対効果を考えたほうがよい。過去に も監査から指摘を受けており、安易な特名随意契約はやめるべきではないか。
- 答5 医事会計システムだけ他ベンダーというのは実質考えられない。現システムについては、できるだけ長く使いたいということでサポート延長を随時依頼し、限界の8年まで使った。指摘の件は今後検討していきたい。
- 問6 材料費や経費関係の支出も抑えていくべきだが、削減の見込みが見えず、改革 プランで想定した医業損益を下回ることへの危機感がない。医師数が減ったにも かかわらず、給与費や材料費がそれほど下がっていないのはなぜか。
- 答6 給与費については、平成29年度に人事院勧告による改定があり、また、平成30年度には定期昇給を見込んでおり、退職を含めても増額のほうが大きいため。また、材料費については、手術など医療行為に伴って発生するので、例えば、診療

体制が変わると手術の件数も変わるように、年度単位で若干の変動が加わるもの と認識している。

論 点 2 今後の病院経営について

- 問1 平成30年度は診療報酬と介護報酬の6年に1回ある同時改定の年だが、改定による市立病院事業へのこれまでの影響と、また、これからの影響は。
- 答1 これまでの2年に1回の診療報酬改定においては、厳しい年もあったが、比較的プラス改定という年もあったことを踏まえ、統計的に見ておおむね入院収益については1.2%増と伸びてきた。したがって、そういった数値を基に改革プランを策定したという前提がある。平成30年度の診療報酬改定はマイナス改定で厳しいものと捉え、実質、収益増は予算策定の段階で見込んでいない。ただ、施設基準など、現時点でまだ明確に示されていない部分もあり、平成30年度予算は安全な数値と見込んでいる。
- 問2 今回のように、消化器内科の医師が13人から7人に半減するというようなことは通常あり得ることなのか。消化器内科は、以前に、内視鏡センターを設置し機器を導入して、病院の柱として頑張るという新聞報道があった診療科なのか。
- 答2 平成20年度にも消化器内科の医師がかなり減ったことがあったが、それは初期研修医の制度が変わり、大学がそれぞれ派遣している病院から医師を引き揚げたためであった。そして、当時の病院長の働きかけにより平成21年度に現副院長を中心とする消化器内科の体制ができ、消化器内視鏡センターを立ち上げて経営の要とし、医師も集まった。しかし、それらの医師は、大学に所属せず、人脈で集まっていたため、中心となる医師が定年を前に退職することになると、それに追随して退職が相次いだというのが現状である。これを教訓に、今後は安定して医師を確保するため、大学と密接に連携した体制をつくっていく。
- 問3 新専門医制度が導入されることにより、小・中規模の病院に後期研修医が行き にくくなり、大学病院などの大病院に有利になるのではないかというおそれを感 じるが、市立病院への影響はないか。
- 答3 新専門医制度は、これまで学会が中心に専門医を認定していたが、制度統一の 観点から見直されるものである。当初、専門医に対する指導医や症例の数などの 要件が厳しく設定されたため、都市部の大規模病院や大学病院に有利になり、医 師の集中が危惧されたことから、制度開始が1年延長となり、地方でも専門医が 育成できる制度に改められて、平成30年4月から再スタートすることになってい る。当院は内科の基幹施設となっており、2年の初期研修を終えた医師が引き続き 当院で後期研修することで内科専門医の資格が取得できる。内科以外の診療科は

他の病院が主に研修医を受け入れ、当院には、関連施設として医師が派遣されるという形で制度に対応する。

- 問4 障害者差別解消法において、行政がやらないといけないのは、担当者を決めることであり、その中で合理的配慮について考えないといけない。そんな中、聴覚障がい者からは、手話ができる看護師を入れてほしいとか、レントゲンなどの検査のときに言葉による指示がわからないので対処してほしい、また口話で内容を理解するため聴覚障がいの患者に話をするときはマスクを外してほしいといった要望がある。市立病院における障害者差別解消法に関する研修内容と実施状況はどうなっているのか。
- 答4 平成29年3月に市立病院の全職員を対象に外部講師による研修会を開催した。 具体的な合理的配慮の事例等をスライドで示すといった内容であったが、そのと きの資料は、電子カルテで全職員が閲覧可能な状態になっている。また、口話の 重要性は認識しており、看護師長の出席する会議でも情報を共有しているので、 マスクを外すことは看護師から全体に広がっていくものと考えている。
- 問5 改革プランでは平成30年度は多少の黒字が予想されていたが、平成30年度当初予算では大きく赤字となっている。改革プランと今の病院の状況は、どういうずれを起こしているのか。
- 答5 大きく乖離したのは医業収益である。医業費用については、給与費、材料費及 び経費が改革プランに比べると一見ふえているように見えるが、改革プランは税 抜表示であるためで、費用に大きな違いはない。収益については、改革プランで は消化器内科の医師の減や診療報酬改定の影響を想定していなかったが、そのマ イナス分の医業収益を当初予算上は減らしたため、ずれが生じている。
- 問 6 病院が医師を管理することは大変だが、経営をするという観点から、機器の購入方法や契約の方法などは、管理する側が管理できる部分だと考える。そういう部分について、しっかりと取り組んでいるのか。
- 答6 医療機器を購入する際は、機種の選定に当たり、院内の機種選定委員会で必ず複数の機種を比較して、同等品でもよいのかどうかをかなり厳しく確認した上で競争入札を行っており、少なくとも物品の購入については競争性を発揮し、経費削減という考え方に立っている。また、材料においては、後発医薬品への置きかえについて、薬事委員会で裏づけデータの提出も求め、病院長も入って医師同士で活発な議論を行い、経費削減の努力をしている。そのほか、報償費についても、応援医師の状況をチェックし、回数を減らすことができないかぎりぎりのところで検討しており、管理できる状況のかなりの部分で、コスト削減を行っている。

- 間7 平成30年度の赤字予算がよくなる見込みはあるのか。
- 答7 最終的に施設基準が明確になるのは3月末なので詳細はまだわからないものの、例えば、平成30年度から大きく変わる7対1看護体制は、ことしの初めの時点では維持が難しいと想定していたが、診療報酬改定の内容が明らかになるにしたがい、少し手を加えることで最高の保険点数がとれる可能性も出てきた。また、当院が現在取り組んでいる救急医療や入退院支援の取り組みを評価する項目などもあり、これまで当院が取り組んでいるところは、コストをかけずに点数化される部分について、少なくともプラスになると思われる。
- 問8 改革プランの収支計画にある平成30年度の医業損益と当初予算における医業損益の赤字額の格差を少しでも回復するための方向性を示してほしいが、どうか。
- 答8 医業費用を削減する取り組みは継続して行っていかなければならないし、医師確保のため関連大学との連携を強化することは大命題である。今後宝塚市立病院が安定して運営できるよう頑張っていきたい。決して将来的に暗いという話ではなく、未来ある病院として市民によりよい医療を提供していきたいと思っている。

自由討議 なし

討 論

(賛成討論)

討論1 ここ数年、病院事業会計は赤字経営が続いており、一般会計からの繰り出し、 貸し付けが断続的に続けられている。一般会計からは毎年およそ13億円繰り出 し、他の企業会計からの借入金もおよそ 28 億円に上り、病院改革プラン 2017 を実施してきているものの、今後も医師不足の厳しい状況が予測され、将来的 に赤字を解消できる経営体質になりうるかは非常に疑問である。さらに職員給 与は人事院勧告の影響を受けるなど、病院経営の意思決定の自由度は制限され ている。抜本的な経営改革を行う経営形態にあるかどうかも踏まえて議論を深 める必要があると思う。経営の自由度が制約されている中、より思い切った意 思決定ができるような経営形態を今後模索していく必要があるのではないかと 考える。病院改革プラン 2017 に経営形態の見直しの考え方が記載されており、 その中で「現行の経営形態では解決が困難な課題に直面した場合、課題解決の ための経営形態を選択する検討を行う必要があります」と述べられている。阪 神北圏域での県との連携の話も聞いており、圏域内の公立病院の位置づけも踏 まえた上で地域の中での公立病院の存在意義も考え、一般会計からの繰り入れ も必要とは思う。財政見通しも厳しい状況であり、今後もこれまでと同規模の 病院事業会計への繰り入れ、貸し付けを続けることは一定の限界があると考え る。それらを全て踏まえた上で、一層抜本的な病院経営の改革を願い、賛成す る。

審査結果 可決(全員一致)

<附帯決議>

議案第19号平成30年度宝塚市病院事業会計予算に対する附帯決議

昨年に宝塚市立病院改革プラン 2017 が作成されたが、その翌年には改革プランの医業損益で約3億6,600万円下回る赤字予算を計上している。議会としてはこれを安易に受け入れることはできない。確実に改革プランを実行し、医業損益を改善させることが急務である。またそれ以上に、自ら管理ができる経費等の支出の見直しに重点を置かねばならない。定期監査では、安易な随意契約や見積もりを1社からしか取っていないなど明らかに杜撰な支出が行われている事が指摘されている。

従って病院事業管理者は、公立病院の役割を堅持しつつ、議会に対し、具体的な医 業収益向上策及び支出の抑制策を示し、その成果を定期的に議会に報告すること。

以上決議する。

議案第23号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議案の概要

65 歳から 70 歳に達するまでの者への医療費助成について、本年 7 月から、県の行財 政改革に合わせて対象者要件の見直しを行い、また、地方税制改正による指定都市へ の税源移譲に伴い、所得限度額に関する規定について所要の整備を行うとともに、現 在、要綱で規定している高齢障害者への医療費助成について、その規定を条例に一本 化するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 市民への影響は

- 問1 今回の改正によって、高齢期移行助成の区分Ⅱの受給対象者が要介護 2 以上の人に限定されるが、想定として、経過措置の 5 年の間に制度が従来どおり継続していた場合と比べ、この制限を加えることによって、どれだけの人が対象から外れる予定か。
- 答1 平成29年11月末現在で、区分Ⅱの受給者数は385人であるが、その中で現在 要介護2以上の該当者は1人だけである。経過措置終了後には、ほとんどの人が 対象外になると思われるが、具体的に何年度に何人が対象外になるということま では、数字として出していない。
- 問2 高齢期移行助成から外れることによる医療費の負担増は、平均的にどれくらい になるのか。
- 答2 高齢期移行助成対象者の医療費一部負担金は2割負担だが、それが一般の医療保険では3割負担となる。県下での平均的な医療費月額は2万円弱なので、2割負担だと4千円、3割負担だと6千円となり、平均的にはその差額分が値上がりとなるのではないかと考える。
- 問3 県下では本市と加東市を除き平成29年7月に制度改正をしているが、本市がその時に改正をしないで、今回となった理由は何か。
- 答3 医療費助成事業は県との共同事業であり、平成28年度末ぎりぎりに県の行革プランの中で、老人医療助成事業の廃止と高齢期移行助成事業の創設が示されたという状況において、平成29年7月から実施するのはあまりに性急であり、市民への影響を勘案して、平成29年度には実施しないこととした。しかし、行財政改革を進めていく中で本事業も再度検討を行い、今回は実施したいと考え、本議案を提出した。

- 問4 市町村民税所得割の標準税率を6%で算定されることにより、指定都市から本市 に転入した受給者にとってよくなるのか、悪くなるのか。また、以前から本市に 住んでいる市民に影響はあるのか。
- 答4 指定都市以外の市町村民税所得割の標準税率は6%であるが、地方税制改正に伴い指定都市では6%から8%にふえている。この8%で所得割額の23万5千円を判定すると、前年指定都市に住んでいた受給者が不利になることから、6%に割り戻して判定しようとするものであり、有利不利の問題ではなく公平に判定するための規定を設けたものである。また、以前から本市に住んでいる人には影響はない。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論 1 平成 29 年度は市民に対する影響があるということで見送られたが、いろいろ見直しをする中で平成 30 年度は市民負担の増につながっていくことになる。本市では以前から行財政改革を厳しく進めており、その中で守られた事業は、一定議論され、市民への影響を考えて進めるべきではないと判断されたものである。それをたった 1 年で考えを変えてしまうのが残念である。

平成29年度は市民への影響があるから改正をしないということであればそのことを示してほしかったが、そういった話もなく、今回説明を聞いていたら条例改正の手続が間に合わなかったため実施しなかったのではないかと思ってしまう。県下一斉で進められているのにもかかわらず、継続を決めた加東市や、平成29年7月に改正をした他の自治体との取り扱いの差についても疑義を感じる。いずれにしても市民の暮らしを考えると継続すべき事業だったと考える。

審 査 結 果 可決(賛成多数 賛成 5 人、反対 2 人)

議案第24号 宝塚市国民健康保険条例及び宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について

議案の概要

来年度からの国民健康保険事業の県広域化に向け、国民健康保険法及び地方税法の一部が改正されたことに伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

- 問1 納税しやすい環境づくりに向けて今までどういったことをしてきたのか、また 今後どのようにしていくのか。
- 答1 国民健康保険税の収納率の向上に関しては、アクションプランの目標は達成しているが県下での収納率は最下位となっている。これまで口座振替の推奨、納税案内センターの充実等を行ってきたが、大幅な向上には結びついていない。最近では、ペイジー口座振替受付サービスをよりPRして利用に結びつけたり、納税案内センターでは土日が休みの人にも呼びかけができるように、休日営業を1日拡充している。また、6月の休日納税相談では開催を2日間ふやすなどしており、市民の方に納税について知っていただける環境をつくっていきたい。
- 問2 来年度以後県が示す標準保険料率と、本市の保険税率の差により生ずる差額を どのように取り扱うのかについて明確な方針はあるのか。
- 答2 国民健康保険運営協議会において、答申では、初年度である平成30年度については、不透明な部分が多く議論のしようがない状況であるため、保険税率等は据え置くとの判断であり、また、来年度以後、標準保険料率等の数値がどういった形で動くのかは3年度程度様子を見ていかなければ動向はわからないとの意見もあった。平成25年に策定した経営健全化プランの終了年度である平成28年度の運営協議会では、平成30年度以後は県の財政健全化の枠組みに入ることから県広域化後に改めて検討すべきとの答申をもらっており、今後二、三年の状況を見ながら新たな経営健全化プランのもと運営協議会の中で議論をいただこうと考えている。
- 問3 来年度以後、一般会計からの繰り入れはなくすのか。
- 答3 一般会計からの繰り入れについては、県の運営方針の中で特に禁止されている わけではない。平成30年度の当初予算については、法定外繰り入れなしで編成で きたが、平成29年度分の国庫支出金の返還金が生じてくれば、医療給付費等が同

じ額だとしても赤字になることから、その段階で繰り入れするかの議論をする必要がある。今後については、新たな経営健全化プランが策定されるまではその時々で判断せざるを得ず、それを含めて運営協議会に判断をいただこうと考えている。

自由	討 議	なし
討	論	なし
審査	結 果	可決 (全員一致)

議案第25号 宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに合わせて、市が保険料を徴収すべき被保険者のうち、住所地特例適用者に関する規定について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 後期高齢者医療制度は最近導入されたものではないし、住所地特例は以前から 国民健康保険でも考え方としてあったが、国はなぜこのタイミングで法改正を行ったのか。
- 答1 平成20年から後期高齢者医療制度が発足しているが、その時点では法律上の規定はなかった。厚生労働省のホームページでは平成25年9月26日に都市部の高齢化対策に関する検討会の報告書が出ており、住所地特例の対象外になっているサービス付高齢者向け住宅を対象にするべきという議論の中で、国民健康保険の住所地特例が後期高齢者に引き継がれないという問題もあわせて検討が必要との報告があった。また、平成27年4月22日に国会の厚生労働委員会の中で、地方公共団体の関係者から、国民健康保険の住所地特例が後期高齢者医療に移っても継続して引き継げるようにするべきだという意見があり、それに伴い解消されたという経過は確認している。
- 間2 担当課では前々からこういった問題に気づいていなかったのか。
- 答2 国民健康保険の住所地特例が後期高齢者医療に引き継がれないということは、 運用上そのように行っていたが、特に大きな問題であるという認識には至ってい なかった。後期高齢者医療については保険者の単位が都道府県ということで、市 町村単位に比べると財源調整の規模が大きくなる案件もあるので、その関係かと いうくらいの認識しかなかった。

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第26号 宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議案の概要

市立病院の診療科目として新たに放射線治療科を加えるとともに、既存の放射線科については、画像診断を中心とした診療を行うものとして、診療科目名を放射線診断科に改めるため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 がんセンターを設置して放射線治療を行っていくとのことだが、現在アメリカ で光免疫療法という新しいがんの治療法が治験を通っており、がん治療の違う方 向性も考えられるが、新しい治療法についてはどのように考えているのか。
- 答1 海外で検討されている治療法や診断法が日本に入ってきたり、国内でも新しい 治療法が開発されたりするが、治験段階で優れているとされていても、結果的に 診療報酬上反映されてこなかったケースも多々ある。光免疫療法についても、い ずれは期間を経て国内に入ってくるかもしれないが、可能性にとどまるものの検 討はしておらず、現在は標準的な治療法としての手術、化学療法、放射線治療を きちっと市民に提供することを進めていく。
- 間2 放射線治療というのが時代おくれになり、もったいない設備投資にならないかという危惧もあるのではないか。
- 答2 昔からたくさんの治療法が出たり消えたりしている。海外で行われている治療 法の全てが国内で可能かどうかといえば必ずしもそうではない。悩んでいるがん 患者に夢を与える場ががんセンターであり、国が認めて新しい治療法が可能にな り、条件が合えば、がんセンターで取り入れていくことになるので、同センター をつくってよかったと思っている。

自由討議 なし

討 論 なし

審 査 結 果 可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第52号 平成29年度宝塚市病院事業会計補正予算(第2号)

議案の概要

収益的収入及び支出について、長期に安定した資金を確保するため一般会計から長期借入金3億円を借り入れしようとするもの。

論 点 今後のキャッシュフローについて

<質疑の概要>

- 問1 資金不足から、長期借入、短期借入と、いろいろとしていかないと資金繰りが 難しいと思うが、今後のキャッシュフローはどうなるのか。今回長期借入をする ことで、当面は大丈夫なのか。
- 答1 一般会計から平成28年3月に5億5千万円を借り入れたときに収支計画を立てており、平成28年3月に5億5千万円、平成28年4月に3億円、平成29年度に5億5千万円、平成30年度に3億円としている。ただ、一般会計の事情を鑑み、今年度の5億5千万円の借り入れについては、一般会計から3億円の借り入れ、2億5千万円は水道事業への返済を延長してもらう形で対応いただいている。平成30年度の一般会計からの3億円の長期借入については、今後協議していく。
- 問2 一般会計としては、平成30年度の3億円の長期貸付は、財政的に可能なのか。
- 答2 病院から要求のあった平成30年度の3億円の長期貸付については、平成29年度以降は病院の資金不足の状況に応じて協議することとしており、平成30年度の一般会計当初予算の中にその分は含んでいない。年度の途中に状況を見ながら補正予算で対応するかどうか、今後病院と協議をしていくことになる。
- 問3 病院事業会計としては、平成30年度3億円の長期借入がどうしても必要なのか。
- 答3 収支計画上は平成30年度に3億円の融資を受ける計画をしているが、平成30年度病院事業会計当初予算にはその分は含んでいないため、経営状況を見ながら市と協議していく。
- 問4 長期借入金の返済計画はどうなっているか。
- 答4 借入期間は4年間であり、4年後の返済時期に、病院の経営状況を見ながら、一括返済か、分割返済かについて、一般会計の状況も踏まえて協議していく。

自由討議 なし

討 論 なし

議案第53号 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

第7期宝塚市介護保険事業計画で見込んだサービス給付費などに基づき、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者に係る介護保険料率を改定するほか、介護保険法の改正により一定以上の所得がある被保険者の自己負担割合を2割から3割に引き上げられることに合わせて、市特別給付に係る自己負担割合も同様に見直すとともに、平成33年2月末をもって、市特別給付を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 第7期計画による市民への影響は

- 問1 平成27年度に介護保険料が大幅に値上げされ、多くの市民からしんどいとの声が寄せられたと思う。今回の改定では、加入者にどの程度の影響があるのか。
- 答1 標準基準額では、月額 100 円の値上げとなる。また、保険料負担の観点から、これまで負担感が重いと考えられていた第4 段階及び第6 段階については引き下げとなる。一方で、所得の高い第13 段階及び第14 段階において、前者で2.67%、後者で3.46%の値上げとなっているが、前回はかなりの値上げであったことから、その時に比べて影響は低いのではないかと考えている。
- 問2 宝塚市地域包括ケア推進プラン(宝塚市高齢者福祉計画・第7期宝塚市介護保険事業計画)(案)の概要版に市内の高齢者を対象としたアンケート調査の結果が載っているが、「保険料が今よりも高くなってもよいから、施設を増やすなどサービスを充実させた方がよい」といった究極の選択を強いるような問いになっており、これでは利用者の声を反映しにくいのではないか。
- 答2 利用者からすれば、負担はなるべく少なく、サービスはできるだけ多く使うことができるほうがよいと考えていると思う。第7期計画の策定をするに当たってのアンケート調査の内容については、介護保険運営協議会でも意見を聞いた上でこの質問に落ち着いた。
- 問3 このようなアンケート調査を実施するならば、前提として、対象者に介護サービス利用量がふえれば保険料も上がるという仕組みについて、もう少し理解してもらった上で答えてもらうべきだと思うが、介護保険の仕組みについてどの程度対象者に認知されていると考えているのか。
- 答3 介護保険制度の仕組みを全く知らない人がいるが、中には大変詳しい人もいる ことから、介護保険に対する意識は高まってきているように感じる。

- 問4 市として必要な事業者数や介護従事者数についてどう考えていくのか。高齢者がふえると、おのずと事業者数や介護従事者数もふえると考えるが、高齢者人口や要介護度に適合した事業者数を計算することができるのか。
- 答4 事業者数や介護従事者数について理論的な数字は持っておらず、実質的には現在受けているサービスの利用者数で整備をしている状況である。第7期計画では基盤整備として、在宅を中心に小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業所を積極的に整備していこうと考えている。基盤整備の中で制限しているもの以外は、申請の基準が合えば認める方向であるが、事業者としても需要と供給や介護報酬のバランスがあることから、本市でのニーズと介護報酬等が見合った形で進出してくるものと考えている。
- 問5 平成27年度に、介護保険サービスの自己負担額が、1割から2割に引き上げられたことによる影響で気づいた点はなかったか。
- 答5 平成27年8月から2割負担が導入されたが、特別給付の配食サービスについては若干食数が減っており、利用を制限している人もいるのかもしれない。それ以外の標準的なサービスについては、高額介護サービス費の対象となれば後からお金が戻ってくるものもあり、影響はあったが、単純に負担が倍になったとの認識ではないと考える。
- 問6 配食サービスの食数が減ったのは、自己負担額がふえたことの影響だというのであれば、その理由はニーズが減ったためではなく、利用したくても利用しにくくなったからではないのか。そうであれば配食サービスを廃止してよいのか。
- 答6 配食サービスについては、本市では平成12年の介護保険制度開始時から行っており、制度立ち上げ時の配食サービス提供事業者は1事業者だったが、現在は5事業者にふえている。また、配食サービスの経費については1号被保険者の保険料から負担することになり、今後高齢者が増えて1号被保険者の保険料の算定にも影響が出てくるため、公的な配食サービスの役目は終えたと考える。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論1 大もとの介護保険制度に限界があると感じている。一自治体として努力できることとできないことがあるが、その中で高齢者の健康と暮らしを守るために頑張っていることは評価する。しかし、負担増につながることというのは容認し難いし、要望としては介護保険制度の内容をもっと市民に周知した上で、ア

ンケートを取ってほしかった。国の言うままに、保険料を下げるには利用を減らすしかない、またその逆というような、苦渋の選択を迫るようなアンケート調査は本来市として行うものではない。できる限りニーズに沿った運営をしてほしいとの要望を付して本議案には反対する。

審査結果 可決(賛成多数 賛成5人、反対2人)

議案第54号 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

介護保険法の改正に伴い、児童福祉法や障害者総合支援法に基づく指定を受けている事業者についても、「共生型地域密着型サービス」として介護サービスを提供できるとされたことなどから、地域密着型サービス事業等の運営等の基準を定める関連条例について、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

- 問1 改正による市民にとってのメリット、デメリットは何か。今回の改正により利用者は選択肢がふえるということか。またそれに伴い、サービスが後退して、利用料の増加につながることはあるのか。
- 答1 障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするために、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の基準は満たしていなくとも、共生型の基準で指定を受けることにより介護保険サービスを提供できるようになる。また、条件があり、全ての人が受けられるわけではないが、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により償還できる仕組みもある。
- 問2 現在市内には看護小規模多機能型居宅介護の事業所がないが、どうやって誘致 してくるのか。
- 答2 今後力を入れて整備をしていくということで、第7期計画の期間中に2カ所募集をして、基盤整備をしていく。公募に対して市内の社会福祉法人1事業者から申し込みがあり3月にかけて選考をしていく。
- 問3 条例改正の内容に身体的拘束等の適正化とあるが、どういった内容か。
- 答3 元々身体拘束はしてはいけないことになっており、やむを得ず身体拘束をする場合には基準がある。そのための対策を検討するための委員会の設置はこれまで義務づけられていなかったが、今回高齢者の人権、尊厳を守るために厳格化され、委員会を3カ月に1回以上開催することが義務づけられた。
- 問4 地域密着型通所介護では、基本報酬のサービス提供時間区分が2時間ごとの設定から1時間ごとに見直されたが、このことによって事業者にどのような影響があるのか。
- 答4 これまではデイサービスの提供時間区分が3時間以上5時間未満、5時間以上7

時間未満など 2 時間単位で、その間の報酬は一律で決まっていた。それをもっと 細かく 1 時間単位で設定することになるので、ぎりぎりのところで採算を合わせ ていた事業者にとっては厳しくなる。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第55号 宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市指定地域密着型サービス事業者 等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて

議案の概要

介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に 移譲されることを受け、指定居宅介護支援事業の申請者の資格を定めるとともに、新 たに、指定申請に係る審査事務手数料を徴収するため、それぞれ条例の一部を改正し ようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第56号 宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め る条例の制定について

議案の概要

介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に 移譲されることを受け、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定 めるため、条例を制定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第57号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

認定こども園法の改正に伴う所要の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議 なし

討 論 なし